

1. 件名：「女川原子力発電所2号炉の地震等に係る新規制基準適合性審査（特定重大事故等対処施設）に関する事業者ヒアリング（12）」

2. 日時：令和5年6月5日（月）13時30分～15時30分

3. 場所：原子力規制庁内会議室

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 地震・津波審査部門

岩田安全管理調査官 他4名

東北電力株式会社 担当者11名

5. 要旨

東北電力株式会社から、令和4年1月6日に申請のあった女川原子力発電所2号炉設置変更許可申請（特定重大事故等対処施設の設置）のうち、特定重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価について、提出資料に基づき説明があった。また、第1151回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（令和5年5月26日開催）におけるコメントを踏まえ、記載の適正化を行った箇所について説明があった。

これに対し、原子力規制庁は、以下について事実確認を行い、資料を適正化するよう求めた。

- ・周辺斜面の崩壊により施設への影響がないとした理由について、判断根拠を記載すること。
- ・評価対象施設の全体配置図について、平面図のみでは確認が出来ないため、立面図も添付して説明すること。
- ・代表施設選定の考え方について、主要な断層が露頭する施設を選定していない理由を説明すること。また、すべり線の設定の考え方に係る補足説明については、結論を端的に記載して説明すること。
- ・解析断面位置が、施設の中心位置から若干ずれている理由を説明すること。
- ・断層・シームのモデル化について、ソリッド要素ではなく、ジョイント要素でモデル化した理由を説明すること。
- ・解析用物性値について、特定重大事故等対処施設付近で実施した追加調査結果に基づき設定するのではなく、本体許可時に設定した物性値をそ

のまま引用することの妥当性について説明すること。

- ・地下水位設定の考え方について、保守的な設定となっている根拠を説明すること。
 - ・すべり面の形状について、図中に断層名を記載して説明すること。
- 上記に対し、東北電力株式会社から、了解した旨の回答があった。
その後、補正の提出時期等について、スケジュールの確認を行った。

6. 提出資料^{※1}

- ・女川原子力発電所2号炉 特定重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価について
- ・女川原子力発電所2号炉 特定重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価について（補足説明資料）
- ・女川原子力発電所2号炉 特定重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価について（コメント回答）

※1 提出資料は、行政機関の保有する公開に関する法律第5条に定める不開示情報を含むため、平成27年1月14日原子力規制委員会「特定重大事故等対処施設に関する審査の取扱いについて」を踏まえ、非公開とします。